

(参考資料)

1 収集車（4トン車両）直角旋回軌跡図（単位mm）

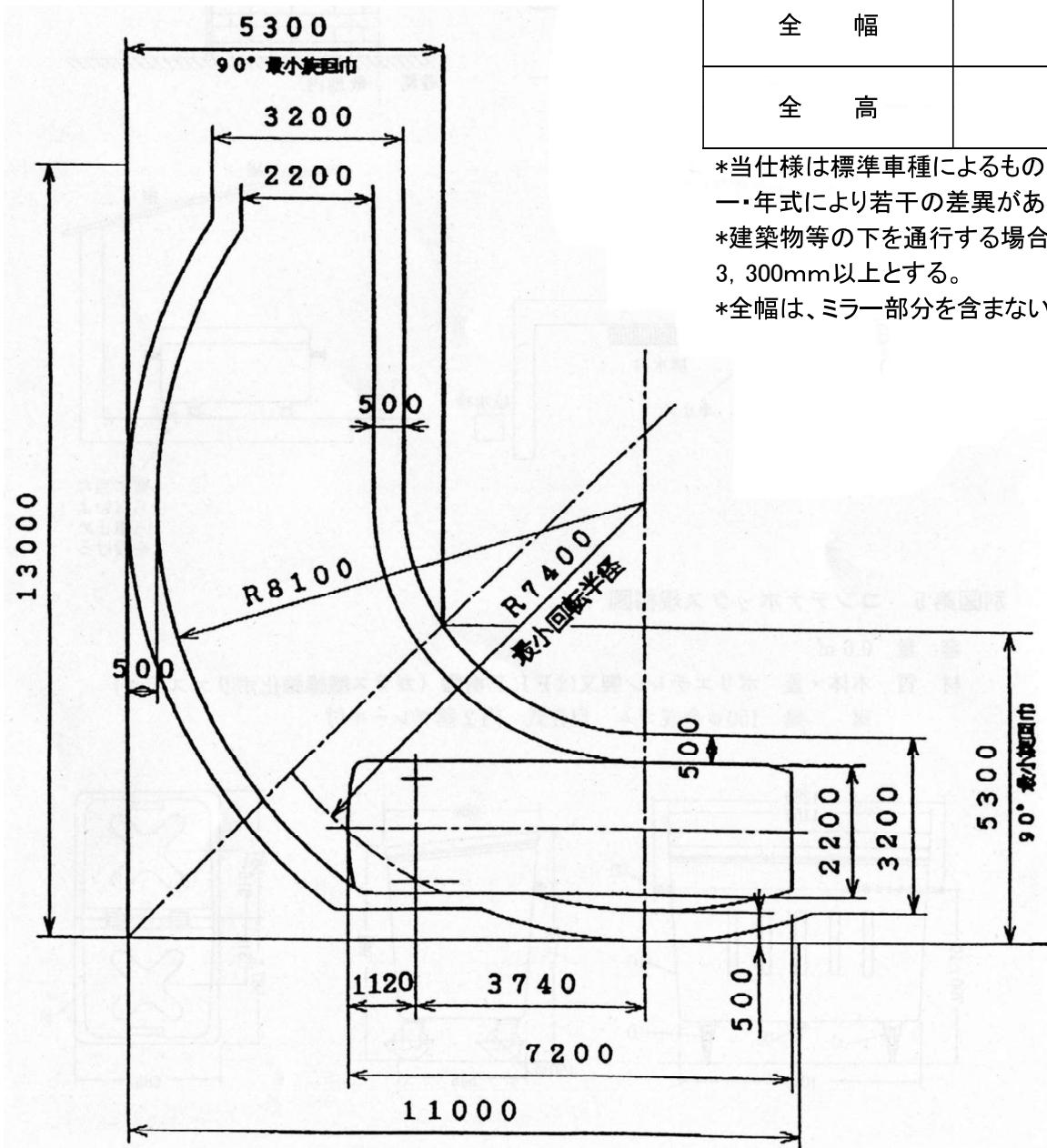
(ごみ収集車両仕様)

外 径	単位 mm
全 長	7,200
全 幅	2,200
全 高	2,990

*当仕様は標準車種によるものであり、メーカー・年式により若干の差異がある。

*建築物等の下を通行する場合は、有効架下3,300mm以上とする。

*全幅は、ミラー部分を含まない。



2 収集作業場及びコンテナボックス集積場の例

(1) 収集作業場へ乗り入れのできる場合（別図第2のc図参照）



(2) 収集車専用路がある場合（別図第2のd図参照）



(3) 収集作業場で方向転換できる場合（別図第2のe図参照）



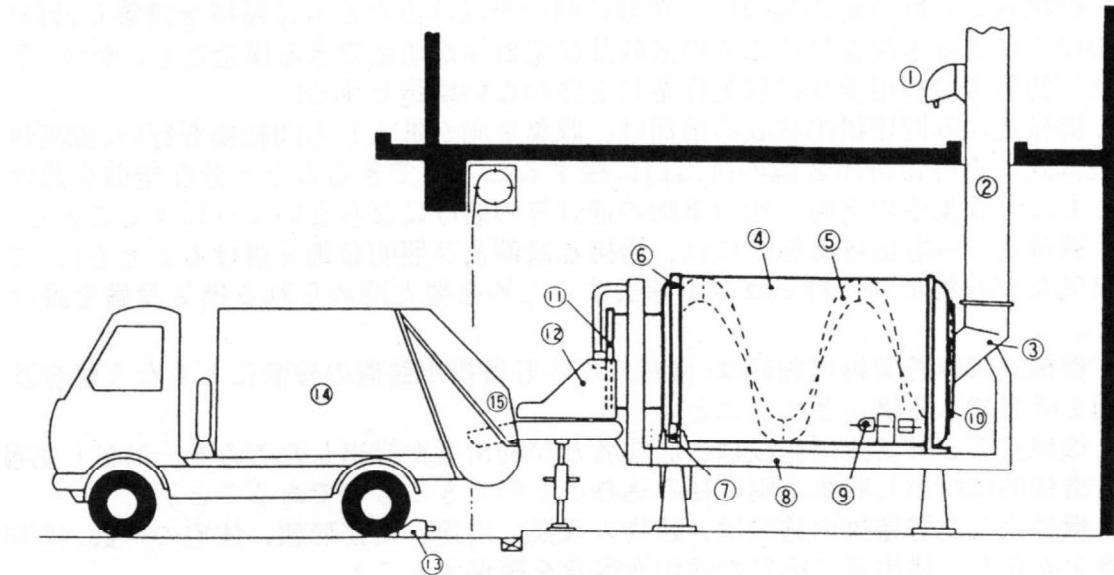
3 その他のごみ集積場の種類 (機械式ごみ貯留排出施設（ドラム式）)

- (1) 機械式ごみ貯留排出施設は、建物の敷地内に別棟で地上に設置するとともに、居住者及び利用者の動線上最適で、かつ、収集車両が容易に寄り付け、収集作業に支障のない場所に設置すること。
- (2) 機械式ごみ貯留排出施設は、周囲に囲いを設けるとともに屋根を設置し、外部からの侵入による事故並びにごみの飛散及び流出等が防止できる構造とし、かつ、居住者及び利用者の利用並びに収集作業に支障のない構造とする。
- (3) 機械式ごみ貯留排出施設の前面は、収集車両が進入し方向転換を行い、車両後部を機械式ごみ貯留排出装置の排出口に接することができるよう十分な空間を設けるとともに、収集中の車両が他の車両の通行等の妨げにならないようにすること。
- (4) 機械式ごみ貯留排出施設には、給排水設備及び照明設備を設けるとともに、ごみの臭気及び収集車両の排気ガスを除去するため必要と認められる換気設備を設けること。
- (5) 機械式ごみ貯留排出施設は、機械式ごみ貯留排出装置の稼動にともなう騒音及び振動を吸収できる構造とすること。
- (6) 機械式ごみ貯留排出施設は、住居者及び利用者が排出したごみを一時的に貯留し、機械的に排出し収集車両に積み込むことのできるものであること。
- (7) 機械式ごみ貯留排出施設は、建物の規模、用途、業務形態、住宅の戸数、収集頻度等を考慮し、排出量に応じた適切な容量を確保すること。
- (8) 機械式ごみ貯留排出装置の排出口の幅・高さは、収集車両の投入口の幅及び高さに適合すること。
- (9) 機械式ごみ貯留排出施設をやむを得ず建物屋内に設置する場合には、収集車両が容易に直接この施設まで寄り付ける通路、旋回場所及び3.3メートル以上の有効高を確保すること。
- (10) 前号の場合においては、屋内における作業環境を考慮し、ごみの臭気対策及び収集車両の排気ガス対策に特に留意し、労働安全上支障のない換気設備を設けること。
- (11) 第1号から前号に定めるもののほか、市長において特に必要と認める事項については、別途指示する基準に従うこと。

※参考例



■機械式ごみ貯留機（ドラム式）の構造



番号	名 称	機 能
①	投入口	ごみを投入するボックス
②	ダストシュート	ごみをドラムに導く
③	レベル計(またはカウンタ)	ごみの有無を検知する
④	ドラム本体	ごみを貯留する
⑤	ら旋羽根	ドラム回転により、ごみを移動する
⑥	タイヤ	ドラムの荷重を伝える
⑦	受け口一ラ	ドラムの荷重を支持する
⑧	架台	ドラム全体を支持する
⑨	減速機(電動機付)	スプロケットを有し、ドラムを回転させる
⑩	チェーンローラ	ドラムを回転させる
⑪	排出蓋	ごみの圧密貯留を行い、排出時に蓋を開ける
⑫	排出コンベヤ	ごみを収集車へ積み替える
⑬	タイヤストッパー	収集車を所定の位置に停車させる
⑭	ごみ収集車	ごみを2次輸送する
⑮	調整台	収集車の方を低く傾斜を付けるものとする

上図はD形回転ドラムの代表例の場合です。